

## 国際課税委員会（第67回）の概要

文責 森信茂樹

2013年5月13日、第67回国際課税委員会を開催し、森信から「出国税」について、以下の内容の報告を行いました。（資料別添）

最近、わが国を出国して、「非居住者」となることにより一定の財産や所得について、わが国での課税を逃れるという事例が発生している。この背景には、居住者、非居住者の居住形態の判定方法の問題と非居住者になった後に課税されないこととなる所得、という2つの問題がある。

非居住者の投資所得への課税の現状は次のとおりである。国内に恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る課税は、株式等の買集めによる譲渡所得等 内国法人の特殊関係株主等の譲渡に係る所得 不動産化体株式の譲渡に係る所得 ゴルフ会員権の譲渡に係る所得 国内で行う譲渡に係る所得に限定されている。また、国内法上課税となる場合でも、租税条約で免税とする場合が多い。

米国の税制をみると、出国後の課税については、以下の規定がある。一定の自国の元市民又は元長期居住者に対し、米国に居住していない場合でも、通常非居住者に対する課税方法とは異なる方法で課税している。最近では、国籍離脱者・永住権放棄者に対するみなし譲渡益の時価評価課税制度を創設するなどの対応も行っている。

その他の国の事例を調べると、出国側の国での出国税等の課税としては、以下の3つの方式がある。

「出国税」（「一般出国税」及び「制限出国税」）方式、これは、居住性の変更を課税の機会として、出国直前の居住者に対して出国直前に資産を譲渡したものとみなして時価評価課税を行うものであり、資産一般を対象とするものが「一般出国税」、株式等に限定するものが「制限出国税」である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。